簡易裁判所に提出する「訴状」について

簡易裁判所では，請求金額（訴訟物の価額）が１４０万円以下（少額訴訟手続を利用する場合は６０万円以下の金銭支払）の訴えを起こすことができます。

訴えを起こすには「**訴状**」を**裁判所に提出**します。訴状は**冒頭部分**（誰がどこの裁判所に訴えを起こすのか），**当事者の表示**（誰と誰の間の裁判なのか），**請求の趣旨**（どんな結論を求めるのか）及び**請求の原因**（どんな理由なのか）**を記載する**必要があります。

収入印紙　貼付欄

訴えの手数料として訴訟物の価額が１０万円毎（１００万円を超えた部分は２０万円毎）に１０００円分の**収入印紙が必要**です。
例：51 万円の場合は 6000 円分，111 万円の場合は 1 万 1000 円分の収入印紙

訴　状

訴状の作成日を記載してください。

簡易裁判所　御中　　令和　　年　　月　　日

提出先の裁判所を記載してください。

事件名　**貸金請求事件**

【簡易裁判所の少額訴訟を求める場合は，□を☑にして，回数を記入してください。】
□ 少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年，この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは　　回目です。

60万円以下の金銭の支払を求める際に**少額訴訟手続を利用したい場合に記載**してください。

※ 法定代理人は，その旨を書き足してください。【押印もしてください。】

原告　氏名（法人等は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

印は認め印（法人等は代表者印）を押印してください。

（法人等の場合）代表者＿＿＿＿＿＿＿＿

「代表者」は，「代表取締役　○○○○」のように記載してください。

原告　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

附属書類	
	□**訴状副本（訴状正本の他に，被告の数の副本が必要　※押印も必要）**
	□法人登記事項証明書（法人が当事者の場合など）
	□代表者が確認できる規約・議事録写し等（法人でない社団又は財団（管理組合等）が当事者の場合など）
	□戸籍謄本（当事者に相続が関係する場合や当事者が未成年者の場合など
	□法定相続情報一覧図（法務局発行のもの　相続が関係する場合に必要な戸籍謄本の代わりになります。）
	□代理人許可申請書【 □社員証明書（原告が法人で社員が代理人となる申請をする場合
	□住民票など（原告の親族が代理人となる申請をする場合に親族関係が判明する書類）】
	※ 住民票は個人番号（マイナンバー）がないものを提出してください。
	□その他（　　）

訴状副本以外の「**附属書類**」は，裁判の当事者となる資格を明らかにするために提出が必要です。
原則，コピーでの提出はできません。
※ 必要な部数は各1部です。

「**代理人許可申請書**」を訴状と同時に裁判所に提出する場合でも，代理人になることを裁判官が許可していませんので**代理人として訴状を作成することはできません。**

証拠方法	
	※ 必ず写し（コピー）で提出してください（原本は保管していてください。）。また，被告の数に１を加えた部数を訴状に添付して，裁判所に提出してください。
	【これらは一例ですので，全て揃える必要があるわけではありません。また，その他にも証拠として必要と思われる書類があれば提出してください。】
	□契約書　□借用書　□念書　□覚書　□公正証書　□印鑑登録証明書
	□領収書　□預金通帳（不要な部分はマスキング処理をしてください。）　□振込依頼書
	□内容証明郵便　□配達証明書　□期限の利益喪失特約条項を記載した書面
	□　　□
	□

訴訟物の価額　＿＿＿＿＿＿円
ちょう用印紙額　＿＿＿＿＿＿円
添付郵便切手　＿＿＿＿＿＿円

添付郵便切手は，金沢簡裁では，5，720円分（原告と被告が各1名の場合）の提出をお願いしています。
【切手の内訳】 500 円×8 枚，100 円×5 枚，84 円×10 枚，20 円×10 枚，10 円×10 枚，5 円×10 枚，2 円×10 枚，1 円×10 枚